

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場（令和8年7月27日開催）において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

・南城市佐敷字兼久182番2 732㎡ 地図No.1